

〔朝野群載二十〕正二位藤原朝臣實季

右可贈正一位

中務朝之泉藪世之國華、抽精誠於魏宮、流餘慶於妣幄、嗟乎音響長隔、歲月其徂、睦親之義、惻隱于懷、宜遵飾終之禮、式申贈爵之恩、可依前件、主者施行、

嘉承二年十二月十三日

〔續世繼三〕花園の句ひこのみかど條〇二の御母は、大納言經實の御むすめ、その御母春宮大夫公實の

御むすめなり、その大納言の中の君は、花どの、左のおど有仁源の北の方なれば、あねの姫君を

子にして、院のいま宮とおはしまし、に奉られたり、まなり、このみかど有仁源うみおき奉りてうせ

給にき、後の位をおくられ給て、贈皇太后宮懿子と申なるべし、御おやの按察大納言〇經も、おほ

きおど〇おほきひとつのくらゐおくられ給へるとなんうけ給はる、さる事やあらんともまら

でうせ給にし、かども、やんごとなき位ぞへられ給へり、御すゑのかざりなるべし、

〔兵範記〕仁安三年六月廿九日己未、今上主上〇六外祖父母有贈官位事、去三月御即位以後此議出

來、連々相障于今延引、上卿著陣、召中務少輔定長、下給詔書、次召少納言泰經、下給宣命位記各二通、

泰經出敷政門、令持外記史生、向彼墓所、東山四條末十樂院東、故顯尋法眼結界之地、有緣殯歛彼在

生時、依連理之契、御坐一所也、仍兩所位記宣命泰經一人爲勅使、右兵衛督以案内者被副少納言爲

指南也贈左大臣正一位藤原祐子、信贈正一位藤原祐子、

〔玉海〕治承三年六月廿九日丙辰、白河殿〇平清盛女盛、准后薨逝間事、〇中

宣命贈位事、准淑子藤原長良女、藤原基實妻、并代々外祖母等例者、可被贈正一位歟〇下

〔愚管抄五〕贈左大臣範季〇中は、後鳥羽院を養ひ進らせて、踐祚の時もひとへに沙汰しまゐらせ

し人也、さて加階は二位までしたりしかども、當今〇順の母后〇重のちゝなり、さて贈位もたま